

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎県北松浦郡小値賀町

### 2 構造改革特別区域の名称

「おちかっ子」共同育成特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

長崎県北松浦郡小値賀町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

本町は人口3,545人(平成16年3月末日現在)、高齢化率37.86%、就学前児童数が人口の2.99%の106人で人口の減少と少子高齢化、過疎化が顕著に進んでいます。地形は四方を海に囲まれ、一般に平坦で海岸線の出入りが多い上、土壌は深い高山や森林に乏しいため、水源に恵まれず水田が少なく畑作が主幹となっています。従って、本町の基幹産業は畑作を中心とした農漁業となっていますが、近年は農業情勢も厳しく兼業農家が増加し、また、漁業についても不漁が続くような状況になっています。さらに、農漁業従事者の高齢化、農漁業後継者の他産業就労、担い手不足など多くの課題も抱えています。

こうした状況の中で、現在の園児は町立保育所で41人、町立幼稚園で27人と共に大きく定員を割っており、深刻な少子化が進んでいます。さらに園児たちは各地に散らばっている上に少人数で、各地域での社会性が育まれ難い環境にあります。また、離島でありながら、就労体系は都会化が進行しており、女性社会進出と共に共稼ぎ家庭が増加しています。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本町では毎年出生する子供の数は、ここ数年10人前後で当然のことながら幼児の数も減少しています。保育所においても、幼稚園においても10人前後のクラス編成で集団とは言えない状態にあります。先にも述べたように各地区においても民家が点在し、同世代の子供との交流も少なく社会性が育まれ難いと言う問題も抱えています。今回の特区により、保育園児と幼稚園児と一緒に保育活動や教育を行うことにより、子供の活動機会の促進を図ることになります。地域の子供は地域で育てることをモットーに、家族的な雰囲気の中で人間味溢れる、心やさしい子供たちを育成します。

体制としましては、3歳未満児は保育指針により保育します。3歳以上児については幼稚園児を保育所児が合同でクラスを編成し、保育所指針と教育要領に基づき、同

一の指導により保育活動を実施します。また、幼稚園児で延長保育、あずかり保育等を希望する園児は保育所児と合同保育を実施することとし、小値賀町独自の運営を行うことにより、保護者への負担軽減や多様なニーズに応えることにもなります。

## 6．構造改革特別区域の目標

当町においても、全国的にみられる少子化、核家族化の進行さらに女性の社会参加の拡大による共働き家族が増加しており、保育所の需要が高く、保護者が就労していても子どもに幼児教育を受けさせたいという多様化したニーズがあり、保育環境の整備が急がれています。

このような状況の中、幼保一元化を実施することで、子ども達の活動機会の場を確保し、多人数のクラス編成を実現し、大家族的な雰囲気の中で、これからの当町を担う人情味あふれる心豊かな「おぢかっ子」を育成します。

現在、幼稚園（一律月額5,500円）と保育所（無料から最高月額70,000円まで上下あり）では保育料に差があり、保育所に6年間入所させたいというニーズがありますが、保育料の関係で0歳児から3歳児までを保育所に入所させ、3歳児以上から幼稚園へ入園させるケースが生じていますが、幼稚園の場合は、保育時間が標準4時間となっており保護者のニーズに対して、十分な保育の提供ができていない状況ではありますが、今回の特区の認定を受けることで希望する保護者には幼稚園児の延長保育やあずかり保育等の実施が可能となり、多様化する保護者のニーズ対応した保育の提供ができ、地域の子どもは地域で育てるをモットーに幼児教育を推進していきます。

## 7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当町においては、長引く農漁業の不振、それによる商業の低迷という悪循環を繰り返す中、景気の低迷も伴って、夫婦共稼ぎが増加の傾向にある一方で、核家族化も進み、一組の夫婦に一人又は二人の子供の家庭が標準となっています。出生祝金支給制度を導入し少子化対策を実施していますが、時間的にも経済的にもゆとりがなくあまり効果があがっていないのが実情です。

そこで特区計画を実施することにより、若い夫婦が少しでも多くの子供を出産し、安心して乳幼児や園児を預けられる環境を整備します。保育時間の延長、一時保育の実施、休日保育等の新しいサービスに対応するために、職員の勤務体制の見直しを検討し、又、町内在住の有資格者を補充職員として臨時的に雇うことで雇用の場の提供のでき経費の削減にもつなげます。

合同保育活動が可能となる幼児数は、5歳児16名（保育所6名、幼稚園10名）、4歳児21名（保育所9名、幼稚園12名）、3歳児16名（保育所12名、幼稚園4名）、合計53名となります。その後も幼児数減少の傾向にはあるが50人前後で

の合同保育活動が可能であると見込んでいます。また、「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事務」の特例措置を受けることにより、保育所と幼稚園の対住民窓口を一箇所にすることにより、入退所受付・決定、入所選考、保育情報提供等の事務を同一施設内で一体的に行うことができるようになり、より一層簡素化が図られ効率的な運営ができます。

## 8. 特定事業の名称

- ・ 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（807）
- ・ 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（823）
- ・ 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例（831）
- ・ 保育所における保育所児等及び幼稚園児の合同活動事業（914）
- ・ 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（916）
- ・ 保育所と幼稚園の保育室の共用化事業（921）

## 9. 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

幼稚園と保育所の共同活動事業及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業を円滑に実施し、より一層一体的な運営を行うために特定事業と併せて次の事項を実施します。

- ・ 一元化施設の運営に必要な規定の設定  
幼保の保育料体系の整備や規定の一部改正見直しを検討します。
- ・ 幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する職員の園内研修の強化  
保育の指導計画作成等にあたり、双方の職員間で協議し保育所保育指針と幼稚園教育要領を適正に組み合わせて偏重が無いように実施するため、幼保職員による「合同研修会」を実施します。
- ・ 保護者会諸行事の一本化  
保育所保護者と幼稚園保護者が一つの会を組織して、保護者相互の親睦交流を図りながら共同して園の運営にあたります。
- ・ 同一給食の提供  
現在、保育所は毎日、幼稚園では、月・水・金に給食を出していますが、特区が認定されると希望があれば幼稚園でも毎日の給食も可能となり、保育所児と幼稚園児の同一給食の提供も可能となります。
- ・ 保育時間の延長・一時保育の実施・休日保育の実施

多様化する保護者からの保育ニーズに対応するため、幼稚園児の保育時間の延長及び一時保育の実施更には両園児の休日保育の実施等について、当町幼保一元化検討委員会において検討し、住民へのサービス向上へとつなげていきます。

- ・ 有資格者（保育士資格・幼稚園教諭免許取得者）の雇用の場の提供  
合同保育活動を行うに当り、職員の勤務体制の見直しを行い、職員不足等が生じた場合には、補充職員として町内在住の有資格者を臨時的に雇うことで、雇用の場の提供もでき経費の削減にもつながります。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

小値賀幼稚園

施設の設置主体：小値賀町

施設の規模：床面積 544.25㎡(鉄筋コンクリート平屋建て)

施設の所在地：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2461番地3

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

主 体：小値賀町

区 域：小値賀町全域

実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

実現される行為

- ・現在保育所と幼稚園に別々に通っていて、お母さんが働いていけば保育所、そうでなければ幼稚園と家庭事情で分けられています。これは幼児が受ける幼児教育の差別であり改正しなければならないと考えています。小学校に入学しても保育所派と幼稚園派に知らずと分かれ、親子とも目には見えない壁があるようですので、今回の特区によりこれを解消します。
- ・保育所と幼稚園の共用の保育室において、幼稚園児と保育所児等が合同でクラスを編成し、幼稚園教諭と保育所の保育士が同一の指導計画に基づき保育活動を実現できます。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少等の事情にある地域で、保育所の施設を一部転用し、一定の条件の下で幼稚園児と保育所児等を合同で保育し活動を行ないます。

一定の条件とは

保育室は幼児(保育所児・幼稚園児)数の合計により、児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしています。幼稚園児と保育所児等を一緒に保育する3歳以上の保育室は、それぞれ年齢別に1室ずつあり、保育室の面積が3歳児42㎡、4

歳児42㎡、5歳児42㎡であり、各保育室を幼児一人当たり最低基準面積（1.98㎡）で換算すると3歳児21名、4歳児21名、5歳児21名となり、共同保育の幼児数は3歳児16名、4歳児21名、5歳児16名で適用要件を満たしている。又、従事職員数は最低基準によれば3歳児20名に対し1名、4歳児以上30名に対し1名となっていて3名となるが、3学級編成とするので基準を満たしています。

合同保育活動の幼児の保育に直接従事する職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しています。（兼務辞令を発令します）

内容は保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿った内容にします。

（指導計画については、平成17年4月からの実施へ向け、今後、当町幼保一元化検討委員会等において協議し作成します。）

このようなことから、今回、特別区域の特例措置を適用することにより、保育所と幼稚園の共同保育活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を滋養し健全な発育を助長しようとするものです。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

番号 823

名称 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

小値賀幼稚園

施設の設置主体：小値賀町

施設の規模：床面積 544.25㎡(鉄筋コンクリート平屋建て)

施設の所在地：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2461番地3

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

主体：小値賀町

区域：小値賀町全域

実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

実現できる行為 ・保育所施設の一部を転用し幼稚園を併設することにより幼稚園児と保育所児等が合同活動を行うことで、協調性を養い家族的な雰囲気の中で、人情味あふれる心豊かな「おぢかっ子」の育成を図ります。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少等の事情にある地域で、保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育し、活動を行ないます。

#### 一定の条件とは

保育室は幼児(保育所児・幼稚園児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしている。保育所児と幼稚園児を一緒に保育する3歳以上の保育室は、それぞれ年齢別に1室ずつあり、保育室の面積が3歳児42㎡、4歳児42㎡、5歳児42㎡であり、各保育室を幼児一人当たり最低基準面積(1.98㎡)で換算すると3歳児21名、4歳児21名、5歳児21名となり、共同保育の幼児数は3歳児16名、4歳児21名、5歳児16名で適用要件を満たしています。

又、従事職員数は最低基準によれば3歳児20名に対し1名、4歳児以上30名

に対し1名となっていて3名となるが、3学級編成とするので基準を満たしています。

幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例を受けます。

同保育活動の幼児の保育に直接従事する職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しています。(兼務辞令を発令します)

内容は保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿った内容にします。

(指導計画については、平成17年4月からの実施へ向け、今後、当町幼保一元化検討委員会等において協議し作成します。)

当該保育室については、定員数で按分して管理します。

このようなことから、今回、特別区域の特例措置を適用することにより、保育所と幼稚園の共同保育活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を滋養し健全な発育を助長しようとするものです。



## 別紙

### 1. 特定事業の名称

番号 831

名称 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

小値賀幼稚園

施設の設置主体：小値賀町

施設の規模：床面積 544.25㎡(鉄筋コンクリート平屋建て)

施設の所在地：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2461番地3

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

主 体：小値賀町

区 域：小値賀町全域

実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 ・保育所の中に幼稚園を併設することにより、保育所児と幼稚園児が合同で事業を実施することにより、保育所の保育士と幼稚園教諭が同一の指導計画に基づき保育活動を実施し、従来の保育所と幼稚園が近接しているにも関わらず、それぞれ施設と意識の壁にさえぎられて交流がスムーズに行われ、就学前の子供たちの成長を同じ立場で取り組むことが出来ます。また、幼稚園児にとっては給食もあるようになり、親の負担も軽減されますし、保育所の地域活動事業等をとおして地域の様々な人達と交流できるようになります。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少にある当地域において、823・921の特例を活用した、幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園で、特区認定後、幼稚園設置基準の面積を共用部分全体を含めて計算できる事とし、保育所の中に幼稚園を併設します。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

番号 914

名称 保育所における保育所児等及び幼稚園児の合同活動事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

小値賀町立笛吹保育所

- 「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づく施設
- ・当施設は、幼稚園設置基準及び児童福祉施設最低基準による必要とされる基準面積及び職員数等、共用化等に関する指針を満たしております。

施設の設置主体：小値賀町

施設の規模：床面積 681.25㎡（鉄筋コンクリート平屋建て）

施設の所在地：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2461番地3

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

主体：小値賀町

区域：小値賀町全域

実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児が合同でクラスを編成することにより、園児達の活動が活発化すると共に、協調性もうまれる。又、保育所の保育士と幼稚園教諭が双方の視点から考えた指導計画に基づき保育活動を実施することにより一層充実した保育の提供ができ保護者からの幼児教育への信頼度も高くなります。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少等の事情にある地域で、保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育を実施します。

一定の条件とは

保育室は幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により、児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしています。保育所児と幼稚園児と一緒に保育する3歳以上

の保育室は、それぞれ年齢別に1室ずつあり、保育室の面積が3歳児42㎡、4歳児42㎡、5歳児42㎡であり、各保育室を幼児一人当たり最低基準面積(1.98㎡)で換算すると3歳児21名、4歳児21名、5歳児21名となり、共同保育の幼児数は3歳児16名、4歳児21名、5歳児16名で適用要件を満たしています。又、従事職員数は最低基準によれば3歳児20名に対し1名、4歳児以上30名に対し1名となっていて3名となりますが、3学級編成とするので基準を満たしています。

合同保育活動の幼児の保育に直接従事する職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しています。(兼務辞令を発令します)

内容は保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿った内容にします。

(指導計画については、平成17年4月からの実施へ向け、今後、当町幼保一元化検討委員会等において協議し作成します。)

このようなことから、今回、特別区域の特例措置を適用することにより、保育所と幼稚園の共同保育活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を滋養し健全な発育を助長しようとするものです。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

番号 916

名称 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

小値賀町

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

主 体：小値賀町

区 域：小値賀町全域

実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要： 今回の合同保育活動の実施にあわせ保育の実施に係る事務を委任し、教育委員会にて幼稚園事務と保育所事務を行うことで、双方の運営がより円滑となり住民へのサービスが向上されます。

委任する事務は、次のとおりです。

- ・ 保育所の入所の決定について
- ・ 保育所の定員を越えた場合における入所の選考について
- ・ 保育所入所の申込みの勧奨について
- ・ 保育所の状況等情報提供について

### 5. 当該規制の特例措置の内容

#### 特例措置の必要性

今回の委任事業の特例措置が適用になることで、幼保の一本的な運営が実施できるようになります。

今後のことを考えると入退所等の窓口事務や運営体制が別々であることは、住民の混乱を避けるためにも、保育の実施に係る事務を教育委員会へ委任し窓口を1本化することで効率的な事務運営となります。さらに、幼保一元化の運営をより一層円滑に進めるためにも事務の効率化が必要であり、あわせて地方自治法第180条の2の規定により、保育料決定・徴収等の事務についても補助執行を行い、住民へ

のサービス向上へとつなげていきます。

委任後においても、児童福祉関係機関と連携体制の一層の充実を図るよう、保育指導に不安がある等の子どもについては、保健師や福祉事務所等と情報交換を行い指導を受け、保育指導に活かしていきます。さらに、家庭状況の変化により保育に欠ける状態が生じた際にも、早急に対応ができるように、町住民課、保健師、民生児童委員、主任児童委員等と定期的に情報交換や連絡調整を行い、子どもたちの健全な育成を助長していきます。

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

番号 921

名称 保育所と幼稚園の保育室の共用化事業

### 2. 該規制の特例措置の適用を受けようとする者

小値賀町立笛吹保育所

施設の設置主体：小値賀町

施設の規模：床面積 555.25㎡（鉄筋コンクリート平屋建て）

施設の所在地：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2461番地3

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

主体：小値賀町

区域：小値賀町全域

実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設

- ・保育所施設の一部を転用し幼稚園を併設することにより幼稚園児と保育所児等が合同活動を行うことで、協調性を養い家族的な雰囲気の中で、人情味あふれる心豊かな「おぢかっ子」の育成を図ります。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少等の事情にある地域で、保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育し、活動を行います。

一定の条件とは

保育室は幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により、児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしています。保育所児と幼稚園児と一緒に保育する3歳以上の保育室は、それぞれ年齢別に1室ずつあり、保育室の面積が3歳児42㎡、4歳児42㎡、5歳児42㎡であり、各保育室を幼児一人当たり最低基準面積（1.98㎡）で換算すると3歳児21名、4歳児21名、5歳児21名となり、共同保育の幼児数は3歳児16名、4歳児21名、5歳児16名で適用要件を満たしています。又、従事職員数は最低基準によれば3歳児20名に対し1名、4歳児以上30名に対し1名となっていて3名となりますが、3学級編成とするので基準を満たし

ています。

同保育活動の幼児の保育に直接従事する職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しています。(兼務辞令を発令します)

内容は保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿った内容にします。

(指導計画については、平成17年4月からの実施へ向け、今後、当町幼保一元化検討委員会等において協議し作成します。)

このようなことから、今回、特別区域の特例措置を適用することにより、保育所と幼稚園の共同保育活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を滋養し健全な発育を助長しようとするものです。